

あいら清掃センター基幹的設備改良工事
公募説明書

令和6年12月

始良市

目 次

第1章	目的	1
第2章	募集事項	2
2-1	事業名称	2
2-2	対象施設	2
2-3	発注者	2
2-4	事業概要	2
2-5	事業期間	3
2-6	補助金対象事業	3
2-7	事業の流れ	4
2-8	事業者選定スケジュール	5
2-9	法令等の遵守	5
第3章	公募に関する条件等	6
3-1	参加資格要件	6
3-2	見積上限額	7
第4章	公募の手續に関する事項	8
4-1	公募の手續	8
4-2	公募に関する留意事項	11
第5章	提出書類	13
5-1	応募資格確認申請書類	13
5-2	提案書類	13
第6章	提出書類作成要領	14
6-1	一般的事項	14
6-2	応募資格確認申請書類	14
6-3	技術提案書・提案設計図書	14
6-4	価格提案書	15
第7章	プレゼンテーション・ヒアリングについての留意事項	16
7-1	一般的事項	16
7-2	プレゼンテーション・ヒアリングの手順等	16
第8章	事業者の決定	17
8-1	優先交渉権者等の選定	17
8-2	契約手続き等	18
第9章	その他	20

第1章 目的

始良市(以下「本市」という。)が計画するあいら清掃センター基幹的設備改良工事(以下「本工事」という。)は、企業が有する専門的な知識やノウハウが必要となる。

そのため、技術的な提案内容を評価した上で、事業者を決定するプロポーザル方式を採用するものとした。

本公募説明書(以下「本説明書」という。)は、本工事を実施する企業をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものであり、本工事に参加する企業は、本説明書に従い必要な資料を提出しなければならない。

以下に示す添付資料1から4の資料は、本説明書と一体のものである。

別冊1:発注仕様書

別冊3:優先交渉権者選定基準

添付資料1:様式集Ⅰ(応募資格確認申請書類)(第1号～第8号)

添付資料2:様式集Ⅱ(技術提案書及び価格提案書)(第9号～10号)

第 2 章 募集事項

2-1 事業名称

あいら清掃センター基幹的設備改良工事

2-2 対象施設

熱回収施設:74t/日 (37t/24h×2 炉)

灰熔融施設:8.5t/日 (8.5t/24h×1 炉)

2-3 発注者

始良市

2-4 事業概要

2-4-1 事業実施場所

実施場所：鹿児島県始良市加治木町西別府字永尾 5438-1

有効敷地面積：約 6,600m²

2-4-2 施設概要

現状における施設概要は、以下のとおりである。

【熱回収施設】

- | | |
|------------|--|
| ① 受入供給設備 | ピットアンドクレーン方式 |
| ② 燃焼設備 | ストーカ式 |
| ③ 燃焼ガス冷却設備 | 水噴射式 |
| ④ 排ガス処理設備 | ろ過式集じん設備、有害ガス除去装置、無触媒脱硝設備 |
| ⑤ 余熱利用設備 | 場内プラント設備、場内給湯設備 |
| ⑥ 通風設備 | 平衡通風方式 |
| ⑦ 灰出し設備 | 破碎及び選別[焼却灰、鉄、アルミ、不適物]方式
コンテナ搬出 [鉄、アルミ、不適物] 方式 |
| ⑧ 給水設備 | プラント用(井水)、生活用(上水) |
| ⑨ 排水処理設備 | 生活雑排水:浄化槽処理後、プラント排水処理設備へ
プラント排水:凝集沈殿+ろ過処理方式
ごみピット汚水:炉内噴霧高温酸化処理方式 |
| ⑩ 電気設備 | 高圧 1 系統 1 回線受電方式 |
| ⑪ 計装制御設備 | 中央制御方式 |

【灰溶融施設】

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 受入供給設備 | 一次貯留及び定量供給方式 |
| ② 燃焼設備 | 燃料燃焼式(灯油) |
| ③ 燃焼ガス冷却設備 | 水噴射式 |
| ④ 排ガス処理設備 | ろ過式集じん設備、有害ガス除去装置 |
| ⑤ 通風設備 | 平衡通風方式 |
| ⑥ スラグ冷却設備 | 水砕方式 |
| ⑦ 搬出設備 | バンカ方式(スラグ) |
| ⑧ 溶融飛灰処理設備 | 山元還元式又は薬剤処理方式 |

2-5 事業期間

契約締結日の翌日から令和11年2月末日まで

2-6 補助金対象事業

本工事は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」を活用して実施するため、指定された期日までに補助金対象に係る出来高を達成すること。

なお、本市が実施する補助金申請書類の作成支援を行うこと。

2-7 事業の流れ

本工事における公告から契約締結に至る流れは、次のとおりである。



※図中及び以降の本文中の「応募資格確認申請書類」及び「提案書類」とは、5章に示すもの。

2-8 事業者選定スケジュール

本工事における事業者選定スケジュールは、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和6年12月2日(月)	公告、公募説明書の公表
令和6年12月2～6日	現地見学会の受付期間
令和6年12月9～13日	現地見学会の実施期間
令和6年12月20日(金)	公募説明書に関する質疑書の受付期限
令和6年12月27日(金)	公募説明書に関する質疑回答期限
令和7年1月10日(金)	応募資格確認申請書類の提出期限
令和7年1月31日(金)	提案書類の受付期限
令和7年2月1～7日	提案書類に関する質問期間
令和7年2月14日(金)	提案書類に関する質疑回答期限
令和7年3月中旬～下旬	プレゼンテーション・ヒアリングの実施
令和7年3月下旬	審査結果公表(優先交渉権者の選定)
令和7年3月下旬～4月下旬	優先交渉権者との交渉期間
令和7年5月	工事請負仮契約
令和7年6月	工事請負本契約締結(議会議決)

2-9 法令等の遵守

事業者は、本工事の実施にあたり、関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本工事の要求水準と照らし合わせて遵守すること。

第3章 公募に関する条件等

本工事に関する技術提案に参加できる企業は、次の3-1に該当し、かつ3-2に示す要件に該当しないものであり、すべてを満たしていないものは、技術提案者となることはできない。

3-1 参加資格要件

- ①公告日現在において、始良市の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく始良市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- ③始良市の入札参加資格停止措置を受けていない者、並びに鹿児島県の指名停止措置を受けていない者であること。
- ④入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱に規定する暴力団関係者に該当するものが所属していないこと、又は暴力団関係者がその事業活動を支配していないこと。
- ⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ⑥会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。(再生手続き開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く)
- ⑦始良市の納税義務に対し、完納していること。
- ⑧国に納付すべき消費税・地方消費税及び法人税の滞納がないこと。
- ⑨建設工事について、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく特定建設業(清掃施設工事業)の許可を有していること。
- ⑩建設工事に対応する監理技術者(清掃施設工事業の監理技術者資格者証の交付を受け、かつ監理技術者講習を修了している者)を、工事現場に専任で配置できること。
- ⑪建設業法の経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設工事」の総合評定値が1,200点以上であること。
- ⑫本工事に関する発注支援業務を受注した株式会社東和テクノロジーと資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。
- ⑬以下の条件を全て満たす実績があること。
 - 地方自治体(一部事務組合を含む)が発注した、施設規模74t/日以上規模かつ複数の炉で構成されている全連続燃焼式焼却炉について基幹的設備改良工事を行った実績があること。
 - 地方自治体(一部事務組合を含む)が発注した、施設規模74t/日以上規模かつ複数の炉で構成されている全連続燃焼式焼却炉を対象とした長期包括運営事業(DBO含む)を元請として受注した実績があること。

3-2 見積上限額

本工事に係る見積上限額は、以下に示すとおりとする。なお、見積上限額を超える提案をした者は失格とする。

見積上限額 : 3,900,000,000円(税抜)

第4章 公募の手續に関する事項

4-1 公募の手續

4-1-1 公募説明書の公表

発注者は、次のとおり、公募説明書を公表する。

①公表日

令和6年12月2日(月)

②公募説明書の配布

添付資料1~4を次のとおり配布する。なお、配布書類は発注者のホームページからダウンロードすること。

(a)配布期間

令和6年12月2日(月)から令和7年1月31日(金)までとする。

(b)配布場所

始良市ホームページ

4-1-2 現地見学会

現地見学会は必要に応じて実施するものであるため、希望する場合は、次のとおり受け付ける。

①受付期間

令和6年12月2日(月)から12月6日(金)までの間

②実施期間

令和6年12月9日(月)から12月13日(金)までの間

③申込方法等

建設予定地の確認を希望する応募者は、「現地確認に対する申請書」(様式第1号)により、電子メールで「4-1-10 事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。発注者は、日程を調整した上で、各提出者へ電子メールで通知する。なお、参加人数の制限は5名以内とし、見学会の当日において本工事に関する質問は受け付けない。

4-1-3 公募説明書に関する質問受付

公募説明書に関する質問を、次のとおり受け付ける。

①受付期限

令和 6 年 12 月 20 日(金)17 時まで

②提出方法

公募説明書に関する質問がある場合は、「公募説明書に関する質疑書」(様式第 2 号)に必要事項を記入のうえ、電子メールにより「4-1-10 事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。

発注者は、電子メールにより受信確認通知を各提出者へ送信する。受信確認通知が翌日(土曜日・日曜日・祝祭日等の場合は、翌開庁日)までに無い場合は、「4-1-10 事務局」へ電話確認を行うこと。

4-1-4 公募説明書に関する質問への回答書の公表

公募説明書に関する質問への回答は、令和 6 年 12 月 27 日(金)に本市のホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

なお、回答内容については、本工事に直接関係するもののみ回答するものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

4-1-5 応募資格確認申請書類の提出

応募者は、応募資格確認申請書類を次のとおり提出すること。

①提出書類

「第 5 章 提出書類」の「5-1 応募資格確認申請書類」のとおり。

②受付期限

令和 7 年 1 月 10 日(金)17 時まで

③提出方法

郵送又は持参によるものとし、受付期限までに受付場所に必着すること。

④受付場所

「4-1-10 事務局」を参照

4-1-6 応募資格確認結果の通知

応募資格確認結果は、応募資格確認申請を行った応募者に対して、令和 7 年 1 月 17 日(金)に電子メールで通知する。なお、応募資格を有すると認められた応募者名等については公表しない。

4-1-7 提案書類の提出

応募者は、提案書類を次のとおり提出すること。

①受付期限

令和7年1月31日(金)17時まで

②提出方法

郵送又は持参によるものとし、受付期限までに「③提出先」に必着すること。

③提出先

「4-1-10 事務局」を参照

4-1-8 提案書類に関する質疑書の送付

提案書類(価格提案書除く)を提出した各企業に対して、必要に応じて令和7年2月7日(金)までに電子メールにて質疑書の送付を行う。

提案書類に関する質問がある場合、発注者は電子メールにより各提出者へ送信する。質疑書の送付が翌日(土曜日・日曜日・祝祭日等の場合は、翌開庁日)までに無い場合は、「4-1-10 事務局」へ必ず電話確認を行うこと。

4-1-9 提案書類に関する回答書の受付

提案書類に関する回答書を、次のとおり受け付ける。

①受付期限

令和7年2月14日(金)17時まで

②提出方法

提案書類に関する質疑書が提示された提案者は、必要事項を記入のうえ電子メールにより「4-1-10 事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による回答は受け付けない。

発注者は、電子メールにより受信確認通知を各提出者へ返信する。受信確認の通知が翌日(土曜日・日曜日・祝祭日等の場合は、翌開庁日)までに無い場合は、「4-1-10 事務局」へ必ず電話確認を行うこと。

4-1-10 事務局

本工事の事務局は次のとおりである。

事務局	始良市 市民生活部 生活環境課 施設管理係
住所	〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地
電話	TEL:0995-66-3111
電子メール	s-kanri@city.aira.lg.jp
ホームページ	https://www.city.aira.lg.jp/

4-2 公募に関する留意事項

4-2-1 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触することのないように留意すること。また、応募者は、本説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

4-2-2 書類の差し替え等の禁止

応募者は、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出をすることができない。

4-2-3 公募手続の延期等

公告後においてやむを得ない事情が発生した場合において公募手続を延期、中止、又は取り消すことがある。

4-2-4 費用の負担

応募に関して応募者が要する費用(延期、中止、取り消し時も含む)は、応募者の負担とする。

4-2-5 使用言語、単位及び通貨

使用する言語、単位及び通貨は、日本語、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める単位及び日本国通貨に限る。

4-2-6 提案書類の取扱い

①著作権

提案書類の著作権は応募者に帰属する。

②特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うこと。

③提案書類の使用等

提出された提案書類は、本件公募に係る選定が終了した後、事業者の選定に関わる開示以外に応募者に無断で使用しない。なお、提出された提案書類は返却しない。

4-2-7 発注者の提供する資料の取扱い

応募者(応募を辞退した者を含む)は、発注者が提供する資料を、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

4-2-8 その他

①本説明書に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、適宜、書面にて送付する。

②発注者が提示する資料及び回答書は、本説明書と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第 5 章 提出書類

5-1 応募資格確認申請書類

応募者は、以下の提出書類を正本1部、副本1部(白黒コピー可)の計2部提出すること。

- (1)参加表明書(様式第 3 号)
- (2)市税等納税調査承諾書(様式第 4 号)
- (3)資格要件を証明する書類(様式第 5 号)
 - ①納税証明書の写し
 - ②会社概要(様式第 6 号)
 - ③法人登記簿謄本
 - ④清掃施設工事に係る特定建設業の許可書(写し)
 - ⑤建設実績並びに配置予定の監理技術者の経歴及び業務実績(様式第 7 号)
 - ⑥配置予定の監理技術者と雇用関係を明らかにする書類
 - ⑦配置予定の監理技術者の資格者証等の写し
 - ⑧「清掃施設工事」における総合評定値を証明できる書類

5-2 提案書類

応募者は、次の書類を指定の部数提出すること。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1)提案書類提出届(様式第8号) | 正本1部 |
| (2)技術提案書(様式第9号) | 正本1部、副本 10 部 |
| (3)価格提案書(様式第 10 号) | 正本1部 |
| (4)提案設計図書 | 正本1部、副本 1 部 |
| (5)上記書類の電子データ | 1 部 |

※上記(4)は、添付資料6「発注仕様書」を参照のこと。

第6章 提出書類作成要領

6-1 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に発注者の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ①各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- ②様式集(添付資料 3~4)の各様式に記載されている指示に従うこと。

6-2 応募資格確認申請書類

応募資格確認申請書類を作成するにあたっては、特に発注者の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ①資格要件を証明する書類(様式第5号)を表紙として、表紙に示す順番でまとめ、A4 版・縦・左綴じとして提出すること。

6-3 技術提案書・提案設計図書

技術提案書及び提案設計図書の作成にあたっては、特に発注者の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ①技術提案書
 - ・ 様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、A4 版(A3 版書類については A4 版に折込み)・縦・横書き・片面・左綴じとして提出すること。
 - ・ 文字サイズは 12 ポイント以上(図表は除く)とすること。
 - ・ 技術提案書には、各ページの下中央に通し番号(1/●~●/●)をふること。
 - ・ 企業名は正本には記載するが、副本は発注者から送付された応募資格確認結果通知書に記載された「受付企業名」を記入すること。
- ②提案設計図書
 - ・ 「発注仕様書」に記載した順番で1冊にまとめ、A4 版(A3 版書類については A4 版に折込み)・縦・横書き・片面・左綴じとして提出すること。
 - ・ 詳細は発注仕様書参照のこと。
 - ・ 企業名は正本には記載するが、副本は発注者から送付された応募資格確認結果通知書に記載された「受付企業名」を記入すること。
 - ・ 設計図面については、JIS の建築製図通則に従って作成することとし、図面等に示す企業名は、上記の指定を遵守すること。

- ③技術提案書及び提案設計図書については、着色は自由とし、図表、絵及び写真等を使用してよい。
- ④各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- ⑤発注者に提出する提案書の電子データは、基本的には Microsoft Word(windows 版とする。)、Microsoft Excel(windows 版とする。)を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

6-4 価格提案書

価格提案書を作成するにあたっては、特に発注者の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ①価格提案書(様式第 10 号)は、技術提案書と同時に事務局へ提出すること。
- ②価格提案書(様式第 10 号)は封筒に入れ、密封して提出すること。
- ③提案価格は、設計・建設業務に係る対価として算定すること。
- ④提案価格には、消費税を加えないこと。

第 7 章 プレゼンテーション・ヒアリングについての留意事項

7-1 一般的事項

技術提案書及び提案設計図書に関するプレゼンテーション・ヒアリングは 3 月中旬から下旬頃にかけて予定しているが、実施日時、実施場所については、確定次第通知する。

7-2 プレゼンテーション・ヒアリングの手順等

- ①技術提案書及び提案設計図書を補足するため、1 事業者あたり質疑応答を含め概ね 1 時間(プレゼンテーション:45 分、ヒアリング:15 分程度)実施する。
- ②会場への入室は 3 名以内とし、説明及び質疑応答は本工事の関連技術者が行うこと。
- ③プレゼンテーション時の資料は技術提案書及び提案設計図書とするため、追加となる書類(パワーポイントの印刷資料などを含む)の提出は認めない。
- ④ただし、パソコンを用いたプレゼンテーション時のみ、技術提案書及び提案設計図書に示した提案内容を逸脱しない範囲で補足説明の充実(提案図面の拡大縮小回転などを含む)を認めるが、明らかに逸脱している場合(技術提案書及び提案設計図書に明確に記載のないものや、関連する事項として新たに追加された提案など)は提案内容の良否に関わらず失格対象とする。なお、補足説明を追加する場合は、提案内容を逸脱していないことを示すため、技術提案書及び提案設計図書に記載された出典を記載すること。
- ⑤プレゼンテーションに必要となるモニターは本市で準備するが、パソコン及びケーブル(HDMI、2m以上)は応募者が持参すること。

第8章 事業者の決定

8-1 優先交渉権者等の選定

8-1-1 優先交渉権者等の選定方法

本工事業業者の選定方法については、設計・建設等の提案内容、発注者の発注仕様との適合性等の各面から客観的に評価するプロポーザル方式を採用するものとし、指定した発注仕様を満たしている提案をした応募者の中から、下記の方法をもって優先交渉権者及び次点交渉権者(以下「優先交渉権者等」という。)を選定する。

優先交渉権者等の選定基準は、「優先交渉権者選定基準(添付資料1)」による。

8-1-2 提案書類の審査

応募者から提出された提案書類は、「(仮称)あいら清掃センター基幹的設備改良工事業業者選定委員会(以下「委員会」という。)」において審査を行い、優先交渉権者等を選定する。ただし、以下に示す事項に該当する場合は失格とする。

- ①提案書類を期限までに提出しない場合
- ②見積上限額を超えている場合
- ③プレゼンテーション・ヒアリングの審査に欠席した場合

なお、本審査は提案者が1者であった場合においても実施するが、審議の結果、優先交渉権者とならない場合もある。

8-1-3 優先交渉権者等の決定

発注者は、委員会による選定結果を踏まえて、優先交渉権者等を決定する。

8-1-4 決定結果の通知及び公表

決定結果は、優先交渉権者等の決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、発注者ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

8-2 契約手続き等

8-2-1 契約の締結

- ①発注者は、優先交渉権者と交渉のうえ仮契約を締結する。
- ②締結にあたっては価格提案書の金額を上限として交渉を行い、協議の整った金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。
- ③仮契約を結ぼうとする者は、契約保証金を納めなければならない。
- ④仮契約締結後、議会の議決がなされたときに本契約となるものとする。

8-2-2 契約を締結しない場合

①応募資格の欠如

優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日まで、事業者が応募資格を欠くこととなった場合、発注者は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。

②不公正な応募

優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日まで、事業者が本工事に関し、次のいずれかに該当する場合、発注者は、優先交渉権者に書面で通知することにより、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。

- (a)公正取引委員会が、優先交渉権者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
- (b)公正取引委員会が、優先交渉権者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による納付命令を行い、同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。
- (c)優先交渉権者が独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定による審判の請求をした場合において、独占禁止法第66条の規定により当該請求に対する審決(同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。)がされたとき(独占禁止法第77条の規定による審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (d)公正取引委員会が優先交渉権者に違反があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定によりこの審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(e)優先交渉権者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)について刑法(明治40年法律第45号。その後の改正を含む。)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

③反社会的勢力の排除

優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日まで、事業者が次の各号所定のいずれかに該当する場合、発注者は、優先交渉権者に書面で通知することにより、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。

(a)役員等(法人である場合の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含む。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有するもの(以下本項において「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

(b)暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(c)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき。

(d)役員等が暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的・積極的に暴力団の維持運営に協力、若しくは関与していると認められるとき。

(e)役員等が暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

④留意事項

契約内容に関する協議が成立しない場合、または上記①から③のいずれかに該当する理由により事業契約に関し仮契約又は本契約として成立させない場合、発注者は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。なお、この場合、発注者は次点交渉権者と契約交渉を行う。

第 9 章 その他

本説明書に定めること以外に、必要な事項が生じた場合は、審査の段階に応じて発注者ホームページでの公表もしくは応募者それぞれに通知するものとする。